

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 花 蘭 悟 印

学位申請者 キ ショウ（帰翔）

論 文 名 「範列関係明示の複合副助詞」の設定——「にかぎらず」「だけで(は)なく」「かわり(に)」などをめぐる考察——

【審査の結果】

本論文は(1)「太郎にかぎらず次郎もそのサークルに参加した」、(2)「この植物は温帯だけで(は)なく寒帯にも分布している」、(3)「先生は花子のかわり(に)良子を褒めた」の下線部の形式など、いくつかの複合辞（通常「複合助詞」の一種とされる）に共通の文法的性格、すなわち単位 A((1)であれば「太郎」)に付属し、Aと範列関係にある単位 B（同じく「次郎」）を必ず右側に並べる、という機能があることを豊富な実例によって実証し、これらが一つのカテゴリーをなすことを主張する非常に意欲的な論考である。当該カテゴリーに属するものとして筆者の挙げる形式を個々に検討すると、著者の主張する以上の条件指定が必要とされるのではないか、等の問題が指摘されるものの、著者の目論見は一定の成功を見たと言ってよい。よって審査委員全員一致で博士（学術）の学位を授与するにふさわしいとの結論に達した。

なお審査委員会は、花蘭悟を主査とし、本学の川村大教授・鈴木智美教授・幸松英恵准教授、学外の早津恵美子教授（名古屋外国語大学・日本語学）を副査とする5名によって構成された。

【論文の概要】

本研究は現代日本語の助詞相当の機能を有する複合形式、いわゆる複合助詞のなかでも「複合副助詞」（丹羽哲也 2007）と呼ぶべきものの一部に注目し、それらが共通の文法的性格を有することを豊富な実例によって実証したうえで、当該諸形式が「範列関係明示の複合副助詞」という一つのカテゴリーをなすことを主張したものである。記述的にも理論的にも非常に意欲的な論考だと言える。

用例は国立国語研究所の『現代日本語書き言葉均衡コーパス』（BCCWJ）から

取った実例と、（日本語母語話者の確認を取った上で）作例を用いている。

本論文は 3 部 8 章構成である。

「Ⅰ 序論」に当たる第一章・第二章のうち、第一章では、著者の問題関心のありかが提示される。あるタイプの複合助詞、「にかぎらず」「だけで(は)なく」「かわり(に)」などの形式には、a)自立せず、さまざまな語句に付属して使われる、b)表現自体の語彙的な意味は稀薄である、c)「太郎にかぎらず次郎もそのサークルに参加した」のように、範列関係上にある複数の項目（「太郎」と「次郎」）を連辞上に並べ、それらを統合関係の中に取り入れるという機能を担う、という 3 つの基本的な特徴が見られる。a)と b)の特徴は、これらの形式が付属語的である（つまり複合助詞である）という性格を示しているが、c)の特徴はこれらの表現は同じ機能を担う一つのカテゴリーとして捉えられるという可能性を示す。このような問題関心のもと、特に c)の特徴を解明すべく、下記の 3 つの設問が設定される（p.9 による）。

【1】本研究の考察対象はどのような言語単位をいかに並べるか

【2】本研究の考察対象は一個のまとまった形式として分析できるか

【3】本研究の考察対象を付属させることにより、どのような文の成分が作れるか

続く第二章では先行研究が整理される。著者が関心を有する諸形式はすでに文法辞典や複合辞の個別研究などにおいて取り上げられており、またそれら諸形式の内のいくつかについては文法化に関する検証の対象となっているが、問題の諸形式の共通性に注目したものは丹羽（2007）と江口正（2013 ほか）に限られる。「範列関係を表す複合副助詞」を網羅的に取り上げて類型化を試みた丹羽（2007）では当該形式を「二者型」と呼ぶ類型に収めているが、子細に検討すると、丹羽の言う二者型には性質の異なる 2 種類の形式が混在している。すなわち、当該形式が附属する単位 A（(1)であれば「太郎」）のほかに、それと範列関係にある単位 B（(1)であれば「次郎」）を必ずその右側に顕在化させるものと、それが義務的でないものである。著者が関心を持つ諸形式はもちろん前者である。当該形式の統語的性質について検討した江口（2013）では、著者が関心を有する諸形式を「集合操作表現」の中の「に限らず」タイプと呼ぶ（「に限って」タイプと対立する概念である）。本論文著者が江口（2013）からくみ取った「に限らず」タイプの統語的特徴は以下のとおりである（p.37）。

(A)「に限らず」タイプの集合操作句（名詞＋集合操作表現。(1)であれば「太郎にかぎらず」）はホスト（当該形式の後に出る要素。(1)であれば「次郎」）

と共起しなければならない

(B) 「に限らず」タイプの集合操作句はホストより先行しなければならない

(C) 「に限らず」タイプの集合操作句とホストとの間にほかの文の成分が現れ得る

これらの指摘を肯定しつつも、著者は江口の議論のうち 2 つの問題を指摘する。①当該形式は後続の「ホスト」に対して通常の連体修飾関係にない（途中で他の要素が介入しうる）にもかかわらず、一種の従属関係を認めている。しかし、当該従属関係はいわば意味的なものであり、「集合操作表現」の統語的地位については議論の余地がある。②当該形式が並べるのは名詞と名詞に限らず、句と句、節と節を並べることもあるが、江口はそれらについて言及していない。

「Ⅱ 本論」は第三章から第七章で構成される。このうち第三章から第五章はそれぞれ第一章で提起した設問【1】【2】【3】を論じる。第六章と第七章はそれぞれ個別形式のうち、＜累加＞を表す「にくわえ（て）」、＜択一＞を表す「かわり（に）」を分析して第三章～第五章の主張を確認する各論に当たる。

第三章では、まず本研究で言う「範列関係」を定義したうえで、当該諸形式にはその語構成の制約に従い、名詞と名詞を並べるものや、句と句・節と節を並べるものがあり、そのうちの複数のカテゴリーに跨って使用可能なものがあることを明らかにする。また、「太郎の参加に加えて、次郎も参加した。」のように、並べられる前後の項目が明確に範列関係にあるとは言えないものの存在を指摘する。これらは、前後 2 項が大きな事態を構成する個別事態同士であったり、上位概念に属する下位概念といった関係にあることで意味的に同類と見なされることで許容されていると述べ、それらを「典型的な範列関係に準ずる関係」と呼び、当該タイプの例を詳細に類型化する。最後に、範列関係にある要素を並べる他の表現（並列表現、例示表現）と対照したうえで、当該形式が①常に複数の範列項を連辞上に顕在化しなければならない、②範列項を必ずしも隣接させなくてよい、という 2 点において、他の表現と異なることを指摘する。

第四章では当該諸形式を一語として扱ってよいかどうかを、文法化に関する先行研究を検討して基準を定めたうえで、語構成の違いによって 5 つに分けて個々に検討する。その結果、5 つのグループそれぞれにひとまとまりの形式として認めてよいとの結論に達する。

第五章では、当該諸形式の統語的な位置づけが改めて論じられる。当該諸形式に関する先行研究の論点を改めて整理したうえで、「前件範列項+ α （＝当該形式）」が後件要素とひとまとまりの構造をなしていないことを複数の統語現象を基に論証したうえで、「前件範列項+ α 」が、特に後件要素が節である場合に、

意味的に事態性を帯びることを論じ、次のように結論する。

「前件範列項+α」は、後続節の外側にあり、かつ、意味的に後続節に従属する成分ではない。……一方、前件範列項……の直前に現れる言語単位は外形上必ずしも節ではないという点から見れば、本研究の考察対象は節と節を結びつける典型的な接続助詞であるとは言い難い。ゆえに、この種の機能語の統語的性質を問うなら、後続節（の一部）と何らかの範列関係があることを明示する成分を構成するもの、と言うしかない。（pp.108f）

そして、この種の機能語に「範列関係明示の複合副助詞」という名を提案する。最後に、本研究が取り出した諸形式は、丹羽（2007）の「二者型」のうち、後件範列項の明示が義務的でないものを除いたものであり、かつその外延を一部修正した（「代表型」の「をはじめ（として）」が加わる）ものであることを確認する。

第六章では「にくわえ（て）」を取り上げ、第三章～第五章の結論を参照しつつ、文法化が進んでいること、他の類義の動詞（「そえる」「つけくわえる」「たす」など）では同様の文法化をめぐる現象が現れないことなどを指摘し、この形式が＜累加＞を表す「範列関係明示の複合副助詞」であることを再確認する。

第七章では、「かわり（に）」の文法化がある程度進んでいるものの中に、意味の異なる2種類のタイプがあること、そしてその意味の違いが、語順など様々な文法現象に連動していることを周到に論証する。その上で、その一方が本研究の分析対象であることを示す。

「N_Aのかわり（に）N_B」の語順で固定：「範列関係明示の複合副助詞」

「N_Bが/をN_Aのかわり（に）」の語順可：＜代理・代用物＞を表す連用修飾句

「Ⅲ 結論」（第八章）では、本研究の主張を要約するとともに、範列関係を表す様々な手段（並列表現、等位接続助詞、取り立て助詞等）における当該形式の位置を示し、最後に今後の課題を示す。

【評価】

複合助詞研究は、助詞に準じて4～5つに大別した後はもっぱらその表す意味に目が行きがちで、語順を中心とした統語的なふるまいにはなかなか目が向かない傾向にある。そうした中で本研究は、網羅的複合副助詞研究である丹羽（2007）と、当該形式の（一種の）統語現象に関する江口（2013 ほか）の議論を踏まえつつ、丹羽（2007）の挙げる複合副助詞のうち、複数の意味類型に跨る14形式に共通の統語的な特徴があることを実証し、それらを一つの文法カテゴリーとして設定することを積極的に提案した。非常に意欲的な論考であり、か

つ、著者の目論見は一定程度達成されたと言ってよい。従来明瞭に認識されてこなかった文法現象の輪郭を明晰に示したうえで、様々な意味を表す 10 以上の複合辞に積極的な文法的共通性を指摘して見せたことの研究史上の意義は決して小さくない。

そのほか、審査委員が指摘した本論文の長所は以下の通りである。

- (1) 「新たな文法カテゴリーを設定する」という、あまり例のない目標へと向かう議論を分かりやすく構成し、安定した叙述力で明快に論じている。
- (2) 先行研究の位置づけや本研究との位置関係の把握が的確であり。何を継承し何を改めたかを明晰に述べている。
- (3) 実例による論証が適切である。
- (4) 本論文の成果を批判的に見れば、江口（2013）の論じ方を批判しつつ丹羽（2007）の言う「二者型」タイプの複合副助詞から一部を取り出ただけだという見方も可能である。しかしながら、それらを「範列関係の複合辞」として新たな視点から体系づけ、さらにこのような密度で論証してみせた点は大きく評価できる。

一方、本論文の不十分な点もいくつか指摘された。主要なものとしては以下の諸点である。

- (1) 「範列関係を連辞上に明示する」という本論文が注目した文法的機能は、子細に見れば各形式における用法の一部であり、むしろ包含関係の明示が当該形式の中心であると見られる形式もあるが、ややもすると、範列関係の明示の専門形式であるかのような書き方がされている点は不用意ではないか
- (2) 「範列関係にある複数の言語単位を統合関係上に位置づける」形式としては、並列助詞、等位接続助詞、著者の言う「範列関係明示の複合副助詞」の他に、丹羽（2007）の「二者型」複合副助詞のうち著者が考察から外したもの（「【その他】」と呼ばれる）がある。【その他】類は、二項を文中に明示することが義務ではないことや、語順の取り方が異なることに注目して、著者が考察対象から外したのだが、一方ではこれらは二項関係を文中に明示しうる形式でもあって、本論文では議論の仕方に注意が必要である。しかし、しばしば【その他】類はないもののよう語られる点が不用意である。
- (3) 当該諸形式の統語的性格の規定についてはなお検討の余地がある。後続節と意味的に対等であるという主張は理解できる、そのことが「統語的に節の外に

ある」ということにはならない。

(4)「文法化」に関する先行研究の渉獵がやや足りない。

とはいえ、これらの指摘は本論文の成果を十分認めたうえで、さらなる研究の深化を促すためのものであって本論文の意義を否定するものではない。

最終試験は2024年8月12日（月）にオンラインで実施された。席上では審査委員から上記のものを始め様々な質問・意見があったが、筆者キショウ氏はその一つ一つに真摯に回答した。回答内容からは、議論の小さい点についても周到に考えたうえで書いていることと、その上でなお至らない点については今後改善していく姿勢が伺えた。特に、今後個別形式の分析を深めなければならないということについては、本論文末尾に言及しているとおり著者自身が自覚的であり、今後のさらなる展開が期待できた。

【総合評価】

学位請求論文の内容、最終試験における応答などから総合的に判断した結果、審査委員は全員一致で、本研究が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。

以上